

福山市受験料等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「福山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業」(以下「事業」という。)に登録している中学生及び高校生の受験料の支援を行い、進学に向けたチャレンジを後押しすることを目的とし、予算の範囲内において、福山市受験料等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して、福山市補助金交付規則(昭和41年規則17号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録 「福山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業」の参加決定通知を受け、現に同事業を利用していること。
- (2) 対象中学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の最終学年に在籍する者であって、事業に登録している者
- (3) 対象高校生 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の最終学年に在籍する者であって、事業に登録している者
- (4) 高等学校 学校教育法第50条に規定する高等学校
- (5) 大学等 大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る。)及び高等専門学校(4年次編入に限る。)
- (6) 大学等受験料 対象高校生が受験する大学等の受験料
- (7) 模擬試験受験料 対象高校生又は対象中学生が大学等又は高等学校等を受験することを目的として受ける模擬試験の受験料

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、「福山市ひとり親家庭等こどもの生活・学習支援事業実施要綱」に基づく学習支援事業に登録等している対象中学生又は対象高校生を現に養育している者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。ただし、他の地方公共団体等から補助を受けている場合は対象外とする。

- (1) 大学等受験料支援(対象高校生が大学等の入学試験に要したもの) こども1人当たり上限53,000円
- (2) 大学等模擬試験受験料支援(対象高校生が大学等を受験する年度に受けるもの) こども1人当たり上限8,000円
- (3) 高等学校等模擬試験受験料支援(対象中学生が高等学校等を受験する年度に受けるもの) こども1人当たり上限6,000円

- 2 前項各号における成績通知手数料及び振込手数料は補助対象経費に含めないものとする。
- 3 第1項に掲げる補助金の額を上限として、複数の受験料を補助対象経費として申請することができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市受験料等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 受験料の対象経費がわかる領収書等の写し
- (3) 支払相手方登録依頼書(提出したことがない場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 第1項に基づく交付申請は、前条第1項各号に掲げる補助金の額に達するまで何度でも申請することができる。
- 3 前2項に基づく申請期限は、対象となる大学等受験又は模擬試験を受験した年度の3月31日までに
行うものとする。

(交付決定及び補助金の交付)

第6条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

- 2 市長は、交付決定したときは、速やかに福山市受験料等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知し、補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、福山市受験料等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第4号)によりその旨を補助金交付決定対象者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条第1項各号の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、2026 年（令和 8 年）8 月 2 1 日から施行する。